

問われる構造改革の成果と課題

～ 景気回復下で行われた 18 年度予算審議 ～

予算委員会調査室 ふくしま ひろゆき
福嶋 博之

平成 14 年初から回復を続ける我が国経済は、一昨年後半から I T 分野の在庫調整等により踊り場と言われる調整局面に入ったが、昨年半ば以降は在庫調整の一巡やアジアを中心とする輸出の持ち直し等により生産や設備投資が増加し、踊り場を脱して再び拡大局面に入った。一方、財政面では、増加が続く債務残高や財政赤字の圧縮を図るべく、政府は 18 年度予算の一般歳出を 2 年連続で減額する一方で定率減税の廃止を打ち出し、収支改善の姿勢を強めたほか、特別会計の積立金を国債残高の削減に充てる方針を決めるなど、財政健全化の方向性を明確にした。

このような情勢を背景に、参議院予算委員会における平成 18 年度予算審議では、経済財政問題のほか、B S E 対策、米軍再編問題、耐震強度偽装事件、ライブドア問題など様々な重要課題が論議されたが、本稿では経済・財政をめぐる主要な論議を紹介する。

1 . 堅調な日本経済と焦点となった格差問題

(1) 戦後最長が視野に入る今次景気回復

16 年後半から踊り場の状況にあった日本経済は、17 年春頃から輸出や設備投資が持ち直し、企業収益の改善が家計に波及し始めるなど、緩やかながら回復傾向に転じ、8 月には政府・日銀がそろって踊り場を脱却したとの認識を示した。その後も、好調な米中経済を受けた輸出の伸びや雇用情勢の改善による消費回復等が進み、実質 G D P 成長率が 17 年 1-3 月期以降 5・四半期連続でプラス成長となるなど、回復基調が強まっている。平成 14 年 2 月に始まる今次景気回復は、2 度の調整局面を経て拡大を続け、本年 5 月には平成景気 (S61 ~ H 3、51 か月) を抜き、11 月にはいざなぎ景気 (S40 ~ 45、57 か月) を越えて戦後最長の回復となる可能性も高まっている。

こうした好調な景気の中で、政府の景気認識が質された。これに対し与謝野金融・経済財政政策担当相は、「従来の景気回復が財政出動による底上げによるものだったのに対し、今回は財政の手を借りず、個人消費、設備投資、輸出がバランスよく回復に貢献をしている」¹ と累次の経済対策の下での回復とは今回は内容が異なっていると、今後の見通しについては「石油価格等予想できない部分もあるが、全体として明るい方向に進んでいると確信している」² と述べ、回復の持続性に自信を示した。

財政の手を借りない回復という点は、実質経済成長率への公的需要の寄与度がバブル崩壊後の 2 度の回復局面においてプラスであったのに対し、今回の回復局面ではマイナスになっていることに顕著に現れている。今後の景気動向については、高騰が続く原油価格のほか、消費や住宅建設等一部に調整の兆候が見え始めた米国経済などの不安定要因もあ

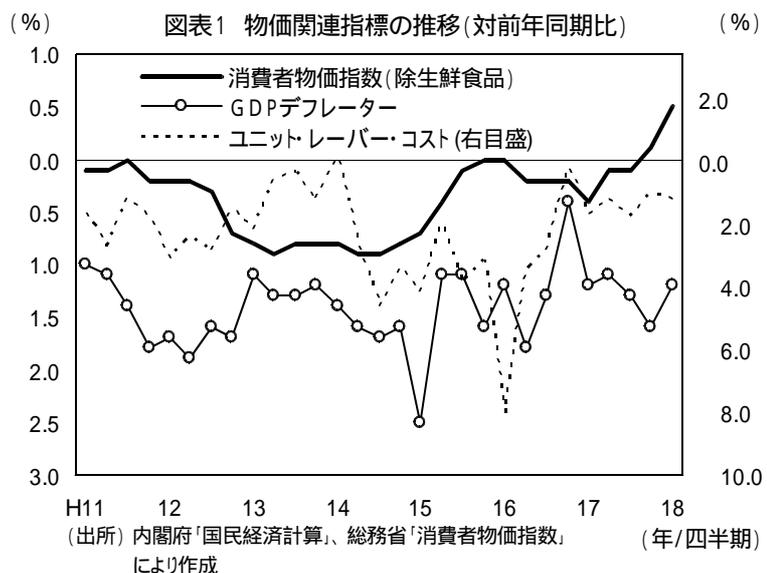
るが、3つの過剰（債務・設備・雇用）の解消で企業体力が高まったことで、収益の改善が雇用や家計に波及し、その家計の消費増が企業収益を高めるといふ、バランスの良い循環が成立していることから、当面回復が続くとの見方が多い。ただし、中長期的な安定成長という観点では、後述する格差問題や社会保障・税制といった構造的課題に適切に対応し、国民の将来不安を取り除くことも必要になると思われる。

（2）注目されるデフレ脱却時期

バブル崩壊以降、長きにわたり日本経済の足かせとなってきたのがデフレである。デフレは端的には「物価が持続的に下落する状況」であり、雇用や名目賃金が安定している場合には家計にとって購買力が高まるという点で望ましいが、現実にはバブル崩壊後において需要低迷による生産停滞から、多くの企業でリストラが行われ、その結果、消費も低迷してさらに生産が停滞するという悪循環が生じた。今次景気回復が戦後最長に達しようとしていることに加え、消費者物価指数が今年の終わりからプラスに転じていることなどから、デフレ脱却の時期や条件等に関する論議が多く行われた。

現在、デフレはどの段階にあるかとの質疑に対して与謝野経財相は、「消費者物価はゼロ以上となったが、デフレを脱却したと言うにはもう少し観察期間を置いて経済指標を見る必要がある」³として、日本経済がデフレを脱却したと明言するまでには至っていない旨の認識を示した。また、デフレ脱却の判断基準等についての政府の見解が質され、これに対して政府側から、「消費者物価やGDPデフレーター等の物価の基調や背景（例えば需給ギャップやユニット・レーバ・コストといったマクロ的な物価変動要因）を総合的に配慮し慎重に判断する必要があり、ある指標が一定の基準を満たせばデフレを脱却したといった一義的な基準を示すことは難しく、慎重な検討を必要とする」とし、判断する者については「内閣府が関係省庁とも調整した上で、政府として判断する」とした。判断材料となる指標が提示されたが、これらの指標がどのようになればデフレ脱却とするのかといった定量的基準は示されず、最終的には「政府の総合的判断」という定性判断に基づくとの見解が示された。

政府が例示した物価関連指標について近時の動向をみると、消費者物価のプラスに加え、GDPデフレーターはマイナス幅が縮小しつつあるほか、需給ギャップ（内閣府試算）は昨年10-12月期がプラス0.2%、今年1-3月期がプラス0.3%と9年ぶりに2・四半期連続で需要が供給を上回った⁴。これらの指標をみる限り、デフレ脱却に向けた



足取りは確かなものになりつつあるとすることができよう。

(3) 5年ぶりに解除された量的緩和政策

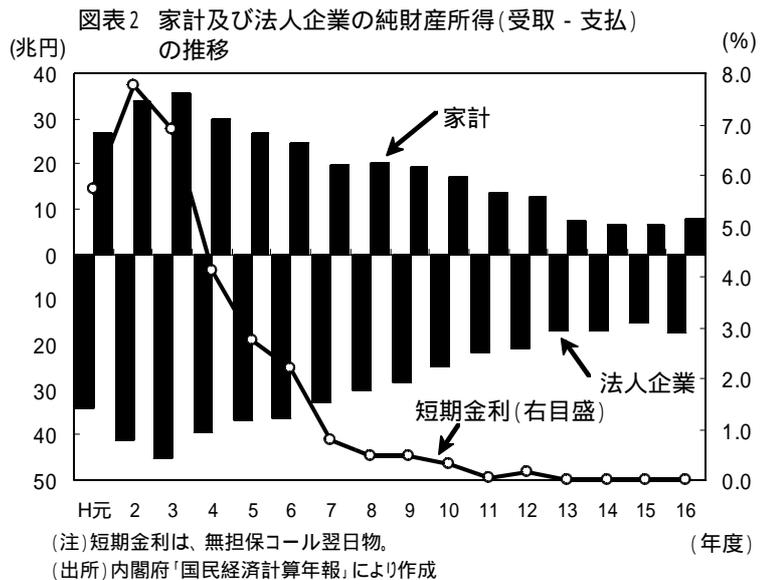
デフレ克服のために平成13年3月に導入されて以降、5年にわたり実施されてきた量的緩和政策は、参議院における予算審議中の3月9日に日銀の政策委員会・金融政策決定会合において解除が決定され、即日、金融調節の目標が日銀当座預金の「量」から、代表的短期金利の無担保コール翌日物という「金利」に変更された。量的緩和の解除については、金利上昇が財政に少なからず影響するため、政府側には早期の解除に慎重な意見もみられたが、解除決定の背景について福井日本銀行総裁は「需給バランスやユニット・レーパー・コスト等の物価の基礎が固まってきており、目安としてきた消費者物価指数が安定的にゼロ%以上になったと判断し、異例な政策として続けてきた量的緩和政策を解除した」⁵とし、日銀がコミットメントした基準が客観的に充たされたことが判断材料である旨述べた。

また、解除決定前に小泉総理は「デフレを脱却したかという点について私は慎重な立場であり、仮に金融緩和を解除した場合には二度と元に戻すようなことはあってはならない」⁶として、金融市場の安定に十分配慮する必要があるとの認識を示していたが、解除に当たって日銀は、市場の安定化を図るための物価安定目安として消費者物価指数の上昇率が「0%～2%程度」という数値を盛り込み、この水準への物価安定を視野に政策を運営する方針を打ち出した。日銀はこの物価安定目安は数値目標ではなく、金融政策を縛るものではないとしているが、今後、ゼロ金利政策の解除が議論される際に一つの基準となる可能性は否定できず、多額の債務を抱え財政健全化を急ぐ政府・財政当局がこの目安を基に早期のゼロ金利解除を牽制するのではないかとの見方もある。しかし、景気回復による金利上昇は自然の流れであり、税の自然増と低金利という財政に都合の良い状況を無理に作り出すことは経済に歪みを与えかねない。むしろ、財政健全化の確かな方途を打ち出すことで、結果的に長期金利が抑制されていくという道筋を目指すべきではないかと思われる。

このほか金融緩和政策に関しては、低金利政策で家計に入るべき利子所得が企業部門に移転し、家計が犠牲になっているのではないかとの質疑もあり、これに対して小泉総理は「経済活性化や景気回復により家計部門も豊かになるのであり、家計の一部だけを取って犠牲になっているという取り方はすべきでない」⁷として、経済全体をみる必要があるとし、福井日銀総裁は「低金利政策が家計部門の金利収入の犠牲の上に成り立っているのは事実であるが、企業への支援効果を強く出さなければならぬ局面がある。そういう局面を経て、いずれ企業や家計にひとしく資源再配分機能が働くような金利水準を設定していかなければならない」⁸と述べ、量的緩和という「異例」の措置が終わり、金利が意味を持つ状況になったことで企業・家計間の利子所得のアンバランスも解消していくことが見込まれるとの認識を示した。

低金利政策の下で、家計の純財産所得（利子等の受取と支払の差）は減少し、企業はそのマイナス幅を縮小してきている。低金利政策が家計の利子所得にマイナスに作用したこ

とは確かであるが、一方で家計からの所得移転が企業部門の過剰（債務、設備等）の解消を下支えすることで企業収益が改善し、それが雇用や家計所得の改善につながり現在の景気回復が実現したという見方もできる。経済には様々な側面があり、どの経済主体に議論の重点を置くかによって、今回の低金利政策についても大きく評価が異なる点に留意する必要がある。



(4) 活発となった格差論議

GDPを始めとして企業収益、設備投資、雇用環境、個人消費等のマクロ的な指標をみる限り日本経済は着実な回復を続けているが、その回復が一様でなく地域格差や所得格差の拡大が懸念されている点が今次景気回復の特徴となっている。地域別では、関東、東海、北陸などで景気回復の動きが強いものの、北海道や東北では依然として弱い状況にあり、全国平均で1.00倍を超えるまで改善した有効求人倍率についても、北海道、東北、九州は依然0.5～0.7倍にとどまっている。

所得格差については、所得分配の不平等度を表すジニ係数が上昇傾向にあるほか、貯蓄を保有していない世帯の割合が平成元年の8.7%から17年には23.8%にまで拡大していること⁹、平均所得の半分以下しか稼いでいない家計の割合を示す「貧困率」が平成12年時点で15.3%と6年前に比べ1.6ポイント上昇し、OECD諸国中5番目に高い値となっていること¹⁰など、格差拡大を示す指標は多くみられる。このような中で、内閣府が1月の月例経済報告の関係閣僚会議において、「所得格差の拡大は所得にばらつきの大い高齢者世帯や所得の低い単身世帯の増加によるもので、国民の中流意識には変化がなく、格差拡大は統計上確認できない」との分析を示したこともあり、格差問題が多く取り上げられた。

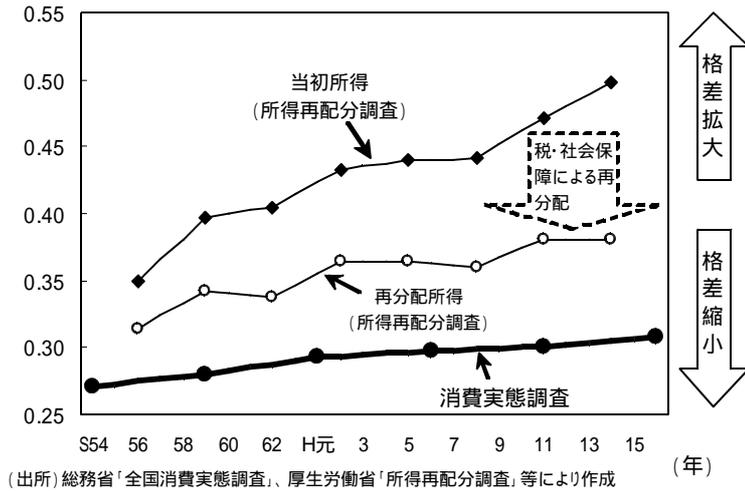
格差の拡大について小泉総理は「格差が出るのは悪いことではなく、能力を生かせる機会が提供され、努力が報われる社会にすることが大事である」¹¹とした上で、「1人で立ち向かっていけない人に対しては、一定の生活ができるよう、年金、医療、生活保護、奨学金といった社会保障のセーフティーネットを整備して対応していくことが重要である」¹²との認識を示した。また、与謝野経財相は我が国の所得再分配について「日本は所得税制や社会保障制度を通じた所得再分配をよく考えてきた社会であり、世界の先進諸国の中では極めて格差の少ない社会である」とする一方で、格差拡大が指摘される背景について「マクロの数字からは格差拡大は確認されないが、それを示唆する非正規雇用の増加、若

年層におけるニート、フリーターの増加などの動きは、将来の格差を拡大するものと考えて取り組まなければならない¹³と述べ、格差拡大につながる要因が生じているとの認識を示した。

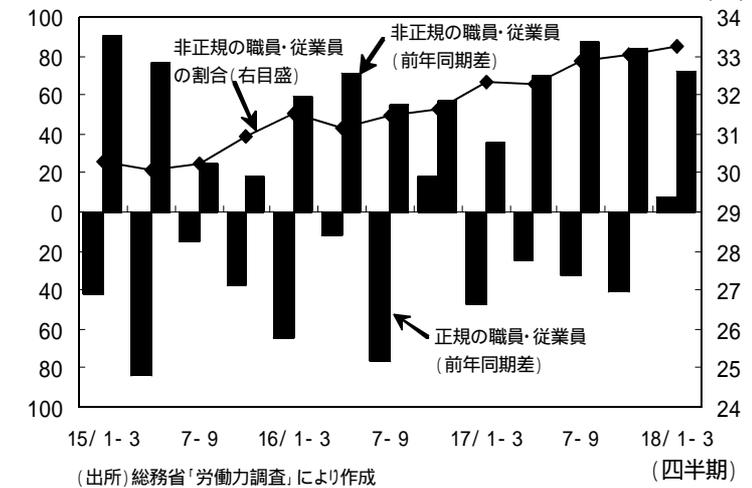
ジニ係数の推移をみると、当初所得段階での格差の広がり方に比べて税や社会保障による再分配後の所得格差の広がり方は緩やかとなっており、再配分機能が働いていることはうかがえるが、それでも係数が上昇傾向にあることは事実である。「所得再分配をよく考

えてきた」我が国も、再分配機能のある所得税の最高税率は、国際的なフラット化の流れや勤労意欲の促進などを理由に、昭和50年代の75%から現在は37%（19年からは40%）にまで引き下げられている。もとより所得税率の引下げだけが格差拡大の要因ではないが、累進構造の在り方については格差との関連で十分な検討が必要なのではなかろうか。また、政府が格差拡大の要因となりかねないとする非正規雇用者については、戦後最長の景気拡大に達しようとしている現在においても、前年比で増加傾向にあり、雇用者全体に占める非正規雇用者の割合も上昇している。ニート、フリーター対策を含め、いかに実効ある正規雇用者の拡大策を打ち出し、格差の固定を防ぐかが重要な焦点になってきている。

図表3 ジニ係数の推移



図表4 正規及び非正規雇用者の増減と割合の推移



2. 具体化の段階に入る財政健全化

(1) 焦点となる歳出・歳入一体改革

政府は、財政健全化に向けて2010年代初頭に国と地方を合わせた基礎的財政収支を黒字化する目標を掲げており、「改革と展望(2005年度改定)」の参考試算では、政策努力を前提とした目標達成年度を昨年(2010)の試算より1年早い2011年度とするシナリオが示され

た。黒字化に向けた具体的な政策努力の内容は、骨太の方針2006に盛り込む「歳出・歳入一体改革」の選択肢、工程表で提示されることとなっている。

財政政策の基本的スタンスについて小泉総理は「一般会計歳出のうち社会保障の次に大きいのが借金の利払い等の国債費という厳しい財政を健全なものとするため、小さくて効率的な政府を目指さなければならない」¹⁴として、改めて財政健全化の

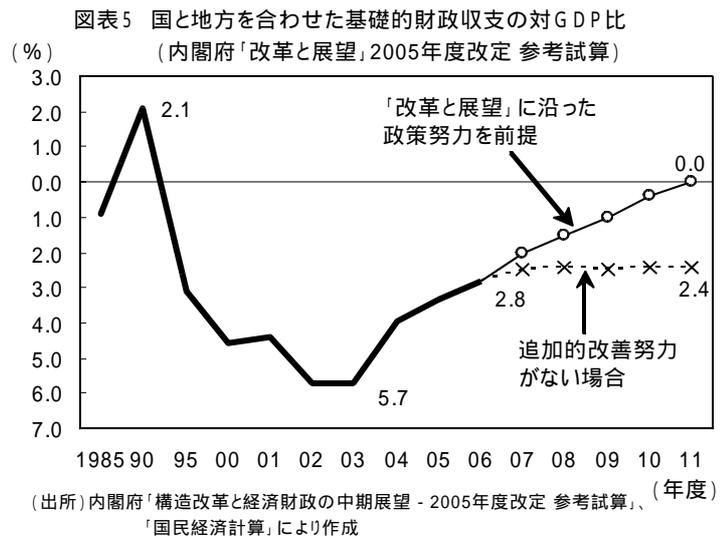
重要性を指摘した。基礎的収支の改善に向けてどのような政策努力を行うかについて、与

謝野経財相は「まずは歳出の削減を徹底して行うが、資産の売却や特別会計改革等による増収措置も考えなければならない」¹⁵と述べ、谷垣財務相も「歳出削減だけで財政健全化を行うのは至難の業であり、消費税を含め税制全体を考えなければならない」¹⁶とし、歳出削減と税の自然増収のみでの健全化は困難であるとの見方を示した。その後の政府・与党の協議の中で、基礎的財政収支の黒字化に必要な財源は歳出削減と増税等の両方で賄う方向性が固まりつつあるが、歳出削減や増税はどちらも国民負担を高めるものであることからすれば、政府には社会保障や税・財政の将来ビジョンを明確に国民に示した上で、負担増への理解を得ることが求められている。

基礎的財政収支の回復は経済規模に比した債務残高の増大を抑制する状態を目指す当面の目標であり、財政健全化の達成を意味するものではないことから、収支回復後の目標についても質された。谷垣財務相は「債務残高そのものを抑えることは簡単でないため、対GDP比で圧縮していくことが目標になると思っている」¹⁷とし、竹中総務相も「借金を返すには巨額の財政黒字を続ける必要があり難しいことから、GDPを成長させて相対的に借金の負担感をなくしていくべきである」¹⁸と述べ、債務残高自体の削減は困難との見方を示した。欧米主要国（米、英、独、仏）における債務残高の対GDP比が50%から70%程度であることに比べると、150%を超える日本の水準は突出して厳しいものと言える。基礎的収支均衡後の目標として、どの程度の債務残高の圧縮を目指すのかが今後の議論の焦点となる。

（2）認識が分かれた「成長率・金利」論議

債務残高が経済規模に比して拡大するか否かは、金利と成長率の関係に大きく依存することから「成長率・金利」論議も展開された。基礎的財政収支が均衡している場合には、債務残高の元本部分は横ばいとなるので、政府債務残高の対GDP比は分母の増加率（名目成長率）と分子の増加率（金利）によって決まることになる。したがって、基礎的財政



収支の均衡状態では、金利より名目成長率が高ければ債務残高の対GDP比は低下し、逆の場合は比率が上昇する。金利が成長率を上回る場合には基礎的財政収支を黒字にしない限り、債務残高の対GDPの上昇を抑えられないことになる。

金利と成長率の関係について竹中総務相は「日本の場合、長い期間を取れば名目成長率の方が高く、今後も高い実質成長率とデフレ克服により名目成長を維持し、通貨供給等の安定により名目金利を低く保つことで、成長率の方を高くするよう努力しなければならない」¹⁹ とし、成長率が金利を上回る姿を想定している旨を述べた。一方、与謝野経財相は、「成長率と長期金利の関係は時々々の状況によって異なるが、1980年以降では金利の方が成長率より高い」として経済成長の方が高い姿を想定することに慎重な姿勢を示すとともに、「名目成長率が上がれば税の自然増収は増えるが、国債利払いや物価に連動する社会保障関係費も増えるので、必ずしも成長率を上げれば財政に余裕が出てくるというものではない」²⁰ として、高い経済成長を続けるだけでは財政健全化の達成は困難との認識を示した。

今後の金利と成長率をどう想定するかの議論は、財政健全化を進めるに当たってどの程度まで歳出削減と増収措置を講ずるかの議論にも関連してくる。金利より成長率が高い状態を想定すれば、逆の場合に比べて財政の引き締めは緩やかで済むことになる。しかし、現在好調な景気が将来にわたって続く保証はなく、人口減少社会に入ったことも考慮すれば、「望ましい姿」を前提にするのではなく、想定を下回る経済情勢になった場合でも財政の持続可能性が保たれることを前提にして健全化シナリオを描くべきではなかろうか。

図表6 長期金利と名目GDP成長率の差(長期金利 - 名目GDP成長率)

期間(年)	1966～2004	1970～2004	1980～2004	1990～2004	2000～2004
名目金利と名目GDP成長率の差	2.0	1.0	1.0	1.5	1.3

期間(年)	1966～1969	1970～1979	1980～1989	1990～1999	2000～2004
名目金利と名目GDP成長率の差	10.3	6.0	0.2	1.6	1.3

(出所) 財務省「日本の財政を考える」

(3) 歳入増の口火を切った定率減税の縮小・廃止

18年度予算における税収見積の増加は、景気回復による税の自然増収もさることながら、これまで行われてきた景気配慮型の減税策を見直したことも大きく寄与しており、財政健全化の足取りを強める政府の姿勢を強く示すものと言えよう。景気対策のための恒久的減税として平成11年に導入された定率減税の縮小・廃止もその一つであり、本年1月から半減、来年1月からは全廃されることとなった。ただし、定率減税を導入した際の法律では、所得課税の抜本の見直しを行うまで減税を継続するとされていたことから、現時点で廃止することとの整合性について議論が行われた。この点について谷垣財務相は「今回の改正は、三位一体改革の税源移譲に関連して地方住民税と所得税の役割を見直すべく、住民税率のフラット化や所得再配分機能を高める税率の変更を行うものであり、抜本的改革と考えている」²¹ との認識を示したが、抜本的改革とは言えないとする質疑者との議論

は平行線をたどった。また、財務相は「定率減税は小渕内閣のときに景気を税の面から下支えしように行ったものであり、当時に比べて経済状態が良くなってきた現在、これを廃止することが自然である」²² との考えを示した。確かに平成 11 年当時に比べ経済情勢は改善しているが、相対的に低所得者層の負担感が大きい定率減税の廃止は格差問題にも大きく関わってくることから、減税の廃止が与える影響やその対応については今後十分な検討が必要であろう。

(4) 具体策が先送りとなった特別会計改革

無駄や非効率の温床となっているとの批判が強まっている特別会計に関しては、昨年末に策定された「行政改革の基本方針」とこれを受けた「行政改革基本法」において、統合等による会計数の削減のほか、資産・負債のスリム化や剰余金等の活用により 20 兆円程度の財政健全化への貢献を行うことなどが決められた。ただし、改革の具体的内容が不明確であることから、統合の在り方についての質疑が行われた。この点について谷垣財務相は「縦割りの弊害を無くして無駄を排除する制度設計をしなければならないが、どういう形でやっていくかは今後検討する」²³ として、具体案の策定は今後の作業に委ねられている旨を明らかにした。また、剰余金の一般会計への繰入れや国債償還への充当を法制化すべきとの指摘に対して小泉総理からは「剰余金の問題も含めて、統廃合、整理合理化に取り組んでいる」²⁴ との認識が示されるにとどまった。

統合については、公共事業など同種の会計の統合方針が示されていることから、会計数は減っても現存の勘定が存続され、数合わせに終わる可能性も指摘されている。また、剰余金等の活用による 20 兆円の財政健全化への貢献にしても、18 年度において財政融資資金の積立金取り崩し等により 13.8 兆円が措置されることから、19 年度以降は毎年 1.5 兆円程度の貢献を行えば目標は達成されることになる。これまでも外為特会から毎年 1.5 兆円程度の一般会計への繰入れが行われていることに鑑みれば、新たな剰余金の活用や積立金の取り崩しは行わない方針とみることもできる。特別会計には、財政融資資金特会や外為特会のほかにも剰余金や積立金のある会計が多く存在しており、財政健全化に向けた 20 兆円の寄与という数値目標の引上げも検討されてしかるべきと思われる。

(5) 交付税改革の行方が注目される三位一体改革

三位一体改革のうち、補助金改革と税源移譲については 18 年度の予算編成過程で未確定だった約 6,000 億円分の削減内容と移譲額が決まり、既定分を含め 4 兆円の補助金改革と 3 兆円の税源移譲が確定した。暫定措置として 8,500 億円を削減するとされていた義務教育費国庫負担金については国庫負担率を二分の一から三分の一に引き下げることで決着した。政府は、本格的な税源移譲が 3 兆円規模で行われることは画期的であるとしてその成果を強調したが、国庫負担金の削減の大半が義務的経費で、かつ補助率の引下げにより行われることから、地方の裁量を拡大するという改革の趣旨との整合性が質された。これに対し竹中総務相は「自治体が自由度をもって使える財源は必要であり、その意味で今回初めて施設費が補助金削減と税源移譲の対象となったことは大きな前進である」²⁵ として

裁量を高める措置が講じられている点を強調した。

補助金改革と税源移譲についてはひとまずの決着をみたものの、三位一体改革のもう一つの柱である地方交付税の改革は、税収増を背景に 18 年度予算での交付税削減と地方一般財源の前年並み確保が実現したことから、実質的な改革は先送りされた。交付税改革の在り方について谷垣財務相は「財源保障機能といわれる、歳出を積み上げて地財計画を作り、歳入との差額を補てんする仕組みについては、地財計画を合理的なものにするよう見直しを進めるとともに、足らず前は国が埋めるという考えはできるだけ排していただきたい」²⁶ として、財源保障機能を縮小する必要性を示した。政府が財政健全化の観点から地財計画や財源保障機能の見直しによる交付税削減を進めようとする一方、地方 6 団体は地方自治法に基づく意見書の中で、交付税の配分への国の関与を薄める「地方共有税」への移行を提言するなど、地方税財源確保に向けた動きを強めている。補助金改革と税源移譲を含めた三位一体改革の第二期改革の行方が注目される。

（ 6 ）総額管理が焦点となる医療制度改革

年金、介護に続き社会保障制度改革の総仕上げに位置付けられた医療制度改革は、昨年 12 月に政府・与党が決定した「医療制度改革大綱」で高齢者の自己負担割合の引上げや新保険の創設などの方針が定められ、これを受けた医療制度改革法が 6 月 14 日に可決・成立した。小泉総理は医療制度改革の方針について「日本は長生きできる国になったが、医療保険制度が持続可能かという課題が生じている。負担と給付のほか医師や薬といった医療供給体制など具体的な各論に踏み込んで改革に取り組む」²⁷ として、医療全体を視野に入れた改革を進める方針を示した。また、医療費の伸びにどう対処していくかについて谷垣財務相は「毎年 1 兆円という社会保障関係費の自然増は抑制する必要がある。今後も医療費は対 GDP 比でみて急速に伸びることが想定されるため、持続可能性という観点からの手だてが必要である」²⁸ として、経済規模を踏まえた抑制策の必要性を示した。

今回の改革には、医療費総額抑制のために 5 年から 10 年ごとの給付目標を置き、経済指標に照らして妥当かを判断する仕組みが盛り込まれたものの、実際の給付が目標を上回った場合の具体的削減策が定まっておらず、その実効性については疑問も呈されている。一方で、医療などの社会保障支出を経済動向と関連づけるべきではないとする意見も強く、今後、医療費抑制の基準をどこに置くかが重要な論点となろう。

3 . 厳しい財政健全化への道のり

我が国が想定より早く人口減少社会に入り、少子高齢社会が急激に進行する中で、将来世代の負担軽減や財政システムの維持可能性を高めるべく、財政健全化を推進する必要がある点は議論を待たないであろう。ただし、当面の目標である基礎的収支の黒字化を実現するだけでも歳出削減と増税の両面で国民は大きな負担を強いられることから、政府部門の徹底した合理化を進めない限り、国民の理解を得るのは難しいと考えるべきであろう。

さらに、財政健全化が政府や財政当局の描くシナリオどおりに進むかは流動的な面もあ

る。「小さくて効率的な政府」を目指した小泉構造改革路線は、歳出削減等による財政収支改善や規制緩和等の経済活性化策を背景とした長期の景気回復という「光」の部分をもたらした一方で、格差問題という「影」の部分も生じさせた。格差問題への対応は今後の重要課題になると思われるが、格差是正の政策を講じる場合には、所得再分配等の財政機能を高めるべきとの要請が強まることも予想され、公共事業や地方交付税の抑制の方向性が後退し、小さな政府への足取りが弱まる可能性もある。また、景気回復に伴う税の自然増収は財政収支の改善に寄与する一方で、歳出削減の切迫感を弱めるとともに消費税を含む税制の抜本的見直しを先送りさせる方向に働くことも予想される。

財政健全化に向けて国民負担をどのような形で求めていくのか、また、中長期的な財政の在り方と目前に生じている種々の課題への対応とのバランスをいかにとるのか、政府は難しい舵取りを迫られていると言えよう。

¹ 第 164 回国会参議院予算委員会会議録第 5 号 41 頁 (平 18.3.6)

² 第 164 回国会参議院予算委員会会議録第 2 号 18 頁 (平 18.2.1)

³ 第 164 回国会参議院予算委員会会議録第 2 号 18 頁 (平 18.2.1)

⁴ 『日本経済新聞』(平 18.5.30)

⁵ 第 164 回国会参議院予算委員会会議録第 9 号 15 頁 (平 18.3.10)

⁶ 第 164 回国会参議院予算委員会会議録第 5 号 26 頁 (平 18.3.6)

⁷ 第 164 回国会参議院予算委員会会議録第 9 号 18 頁 (平 18.3.10)

⁸ 第 164 回国会参議院予算委員会会議録第 9 号 17 頁 (平 18.3.10)

⁹ 金融広報中央委員会会議録『家計の金融資産に関する世論調査』(平 17.11.2)

¹⁰ OECD"Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the Second Half of the 1990s"*OECD SOCIAL,EMPLOYMENT AND MIGRATION WORKING PAPERS 22* (2005.2)

¹¹ 第 164 回国会参議院予算委員会会議録第 2 号 19 頁 (平 18.2.1)

¹² 第 164 回国会参議院予算委員会会議録第 16 号 31 頁 (平 18.3.24)

¹³ 第 164 回国会参議院予算委員会会議録第 2 号 43 頁 (平 18.2.1)

¹⁴ 第 164 回国会参議院予算委員会会議録第 5 号 6 頁 (平 18.3.6)

¹⁵ 第 164 回国会参議院予算委員会会議録第 5 号 42 頁 (平 18.3.6)

¹⁶ 第 164 回国会参議院予算委員会会議録第 5 号 6 頁 (平 18.3.6)

¹⁷ 第 164 回国会参議院予算委員会会議録第 7 号 8 頁 (平 18.3.8)

¹⁸ 第 164 回国会参議院予算委員会会議録第 9 号 20 頁 (平 18.3.10)

¹⁹ 第 164 回国会参議院予算委員会会議録第 8 号 23 頁 (平 18.3.9)

²⁰ 第 164 回国会参議院予算委員会会議録第 7 号 9 頁 (平 18.3.8)

²¹ 第 164 回国会参議院予算委員会会議録第 16 号 29 頁 (平 18.3.24)

²² 第 164 回国会参議院予算委員会会議録第 6 号 44 頁 (平 18.3.7)

²³ 第 164 回国会参議院予算委員会会議録第 17 号 30 頁 (平 18.3.27)

²⁴ 第 164 回国会参議院予算委員会会議録第 17 号 32 頁 (平 18.3.27)

²⁵ 第 164 回国会参議院予算委員会会議録第 16 号 7 頁 (平 18.3.24)

²⁶ 第 164 回国会参議院予算委員会会議録第 6 号 3 頁 (平 18.3.7)

²⁷ 第 164 回国会参議院予算委員会会議録第 6 号 17 頁 (平 18.3.7)

²⁸ 第 164 回国会参議院予算委員会会議録第 6 号 18 頁 (平 18.3.7)